

## 廃棄物処理基準等専門委員会における検討事項等（案）

### 1. 検討に至る背景

平成 23 年 7 月、カドミウムの公共水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の基準値を見直すことが適当である旨、中央環境審議会から環境大臣に対し答申が出された。この答申を踏まえ、平成 23 年 10 月 27 日、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の変更が告示された。

### 2. 検討事項

環境基準値の見直しを受け、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて検討することが必要である。このため、廃棄物最終処分場からの放流水等からの排出の実態、処理技術の現状、廃棄物中の濃度の実態等を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

- 廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準等の基準値の見直し設定
  - ・一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排水基準
  - ・産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準
  - ・廃止時の地下水基準
  - ・上記各基準に係る放流水等の検定方法
- 特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直し設定
  - ・特別管理産業廃棄物の判定基準（産業廃棄物／特別管理産業廃棄物の判定基準）
  - ・有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準）
  - ・産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準
  - ・上記の判定基準に係る産業廃棄物の検定方法
- その他、必要となる事項

### 3. 検討の進め方

第 6 回廃棄物処理基準等専門委員会以降、第 7 回は、今後行う実態調査結果がまとまった後に開催することとし、必要な検討を踏まえて報告書を取りまとめていただきたい。

(参考)

○ 鉛、ヒ素の基準見直し

鉛及びヒ素については、平成5年3月の環境基準の見直しに伴い、同年12月に排水基準が見直され、平成7年10月に特別管理産業廃棄物の判定基準、有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準が見直された。見直しの内容は以下のとおり。

年月	改正事項	基準値 (mg/L※1)		備考
		鉛	砒素	
平成5年3月	環境基準	0.1→0.01	0.05→0.01	
平成5年12月	排水基準	1.0→0.1	0.5→0.1	環境基準値の10倍に設定
	最終処分場の放流水の排水基準※2	1.0→0.1	0.5→0.1	環境基準値の10倍に設定
	産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準	0.1→0.01	0.05→0.01	環境基準値と同値
	廃止時の地下水基準	0.1→0.01	0.05→0.01	環境基準値と同値
平成7年 10月2日	特別管理産業廃棄物の判定基準 (産業廃棄物/特別管理産業廃棄物の判定基準)	①10→1 ②3→0.3	①5→1 ②1.5→0.3	①環境基準値の100倍に設定 ②環境基準値の30倍に設定
	有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準(遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準)	3→0.3	1.5→0.3	環境基準値の30倍に設定
	産業廃棄物の海洋投入処分に係る基準	③50→5 ④10→1 ⑤1→0.1	③25→5 ④5→1 ⑤0.5→0.1	③環境基準値の500倍に設定 ④環境基準値の100倍に設定 ⑤環境基準値の10倍に設定

①：廃酸、廃アルカリ（処理物含む）

②：汚泥、燃え殻、ばいじん、鉍さい、処理物（廃酸、廃アルカリ除く）

③：水溶性汚泥、有機性汚泥、有機性下水汚泥

④：廃酸、廃アルカリ

⑤：燃え殻、汚泥（③に該当するものは除く）、鉍さい、ばいじん

※1 産業廃棄物の海洋投入処分に係る基準のうち、③の基準の単位は (mg/kg) である。

※2 当時、最終処分場の放流水基準は排水基準省令（昭和46年総理府令第35号）を参照している。